

令和2年度～令和3年度（相談）

令和4年度（整備）

川崎市民有地活用型保育所整備事業

御案内

（令和5年4月開所）

【スケジュール】

- ◆事前相談締切日 令和3年 7月30日（金）
- ◆事業計画書提出締切日 令和3年 8月31日（火）
- ◆保育所開設日 令和5年 4月 1日（土）

【対象法人】

- ◆社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団法人 公益財団法人

【整備条件】

- ◆定員60人以上
- ◆基準を満たした屋外遊戯場の確保

令和3年1月

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課

◆◆◆ 主なポイント ◆◆◆

1 整備費補助について

(1) 建築工事費補助基準額

定員等に応じた補助基準面積に1㎡当たり310,000円を乗じて得た額とします。ただし、実面積が補助基準面積に満たない場合は実面積に1㎡当たり310,000円を乗じて得た額とします。なお、実行額が補助基準額に満たない場合は実行額を補助基準額とします。

(2) 設計費補助基準額

建築工事費補助基準額に3.5%を乗じて得た額とします。ただし、実行額が補助基準額に満たない場合は実行額とします。

(3) 設計監理費補助基準額

建築工事費補助基準額に1.5%を乗じて得た額とします。ただし、実行額が補助基準額に満たない場合は実行額とします。

(4) 初度調弁費基準額

1人当たり45,000円です。定員を乗じて得た額とします。ただし、実行額が補助基準額に満たない場合は実行額とします。

(5) 補助率

補助基準額の3/4とします。

2 整備期間土地借地料補助について

(1) 補助対象期間

令和4年4月1日から、12か月を限度として実際に要する期間（1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）とします。

(2) 補助交付額

土地所有者と締結した契約における補助対象期間賃借料の所要額と、定員1人当たり12㎡に定員数を乗じて得た面積を基準面積（実借地面積が基準面積より小さい場合は実借地面積）、当該用地の路線価 $\div 0.8 \times 3\%$ を補助基準単価（補助基準単価を12で除した額に補助対象期間を乗じた額）とし、基準面積と補助基準単価を乗じて得た額とを比較して、少ない額とします。

3 保育士確保等に向けた支援策の充実について

保育所の新規開設にあたっては、保育士の確保が重要な課題となっています。川崎市では、次のとおり法人の保育士確保に向けた支援事業を充実させていますので、ぜひ御活用ください。

(1) 保育士宿舎借り上げ支援事業について

保育士の就業継続や離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的に、保育所運営法人が保育士の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部について補助しています（※補助基準上限額：1人（一戸）当たり月額82,000円）。詳細については、市HP「川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱」を御参照ください。

[【http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/450/0000096426.html】](http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/450/0000096426.html)

(2) 処遇改善等加算Ⅱの補完について

本市では市処遇改善等加算Ⅱを実施し、公定価格における処遇改善等加算Ⅱにおいて、経験年数7年以上の職員が施設の1/3、3～6年の職員が1/5を超えて在籍する場合に、**3～6年の職員については、最低5千円を保障し、7年以上の職員については4万円の改善対象者を除いた残りの職員に関し、最低4万円を保障しています。**（公定価格上の人数制限が見直されるまでの時限措置であり、対象施設には要件があります。）

(3) 就職相談会等による支援策について

かながわ保育士・保育所支援センターや各保育士養成施設等と連携し、**本市主催の就職相談会を年に複数回（令和2年度12回予定）行っています。**開催にあたっては、市内の各地域の拠点施設や大学等の構内など様々な場所で行い、保育所運営法人が多様な求職者とマッチングできるよう支援しています。また、保育所運営法人が実際に運営する施設を直接PRできる「保育所見学バスツアー」や求職者が保育所を実際に訪れて保育体験を行う事業も実施しています。さらに、このほかにも、保育士修学資金貸付や潜在保育士就職準備金の貸付補助を行い、保育士の就職と職場への定着を促進しています。詳細については、市HP「保育士修学資金貸付について」及び「保育士就職準備金貸付について」を御参照ください。

[【http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000083428.html】](http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000083428.html)

[【http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000085419.html】](http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000085419.html)

(4) 多様な担い手の活用について

本市では、昨今の保育士確保が困難な状況に鑑み、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を改正し、**当面の間、保育士配置要件の緩和を行っています。**本要件緩和については、保育士の配置を原則としながらも、**一定の範囲内で、幼稚園教諭や小学校教諭、子育て支援員研修を修了した者等の配置に代えることができます。**詳細については、運営の条件並びに市条例及び要綱を御参照ください。

(5) 保育士等の子どもの優先的な保育所利用調整について

本市では、一定条件を満たす方（市内在住で保育士等の資格を有し、市内保育所等に2年以上就労する方等）の子どもに対して、保育所等入所選考において、一定の配慮を行っています。詳細については、市HP「**保育士等の子どもの保育所等入所選考（利用調整）上の一定の配慮について**」を御参照ください。

[【http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000095869.html】](http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000095869.html)

4 定員を超えた受入れの促進について

本市では、待機児童の解消を図るため、各保育所等において、年齢別の職員配置基準や居室等の面積基準の範囲内で、1人でも多くの受入れ（定員を超えた受入れ）をお願いしています。現在、保育士の負担軽減に向けた支援策として、**国の保育補助者雇上強化事業を活用した「定員超過補助者雇上費補助」を実施しています**ので、積極的に御活用ください。詳細については、市HP「**川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金交付要綱**」を御参照ください。

[【http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/450/0000096425.html】](http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/450/0000096425.html)

5 『年度限定型』保育事業の実施について

開設初年度の認可保育所においては、4～5歳児の受入れが定員数に満たない場合があります。川崎市では、このような認可保育所の4～5歳児室に生じた空きスペースと保育士を活用し、入所保留となった1～2歳児を対象に1年間限定で受入を行う『年度限定型』保育事業を、平成29年度から実施し、令和2年度においては市内12か所の保育所において約100人の受入枠を確保しており、令和3年度以降も実施予定です。令和4年度以降の実施については現在未定ですが、整備にあたっては、柔軟な対応が可能となるよう御協力ください。

6 木材の積極的な活用について

本市では「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」における「国産木材の使用」や「新改築の場合の単位面積あたりの木材使用量（建物用途に応じて0.005～0.01（m³/m²）」等の具体的目標に基づき、木材の積極的な木造木質化を図ることを目指しています。川崎市民有地活用型保育所整備法人による保育所整備では、天井・壁・床等の内装には木質化を御検討いただき、取り組んでいただきますようお願いいたします。詳細については、市HP「公共建築物等における木材利用促進の取組」を御参照ください。

【<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000061473.html>】

I 概要

1 対象

認可保育所

児童福祉法第35条第4項及び第39条第1項に規定する保育所で、次のとおり設置・運営する法人が対象です。

ア 整備手法等

本事業の対象となる認可保育所の整備手法等は次のとおりとします。

整備手法	定員	園庭	職員配置
保育所整備を希望する法人が用地を自ら調達し、施設を建設することにより、認可保育所を整備するもの（※施設建設費等については、川崎市から一部を補助します。）。	60人以上とすること。	基準を満たした屋外遊戯場（専用園庭）を確保すること。	通常保育における職員配置は、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」によること。

イ 受入年齢

受入年齢は、生後5か月から5歳児までとします。

※1歳児からの受入れ（0歳児の受入れなし）についても整備可能です。

2 整備地

川崎市が保育需要を見込んでいる地域とします。事前に必ず御相談ください。ただし、今後の保育需要を保証するものではありませんので、整備地の決定については、法人の責任で御判断ください。

3 開所時期

開所時期は、令和5年4月1日（厳守）とします。

4 資格等

（1）対象法人

本事業の対象法人は、「保育所設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）の審査基準を満たす法人で、次のア～エのいずれかに該当する法人とします。

ア 社会福祉法第22条の規定により認可を受けた社会福祉法人であること。

イ 社会福祉法人設立及び保育所設置を同時に行うための準備をしている団体で市長が認めたものであること。

ウ 日本赤十字社法により設立認可された日本赤十字社であること。

エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定により認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人であること。

(2) 欠格事項

上記の法人のうち、団体又はその役員等が次のア～ケのいずれかに該当する場合は、本事業の対象法人とすることができませんので御注意ください。

- ア 児童福祉法第35条第5項第4号に該当する者
- イ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- ウ 事業計画書提出締切日前の3年以内に契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- エ 事業計画書提出締切日前の3年以内に競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- オ 事業計画書提出締切日前の3年以内に落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- カ 事業計画書提出締切日前の3年以内に契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 法人税、消費税及び地方消費税等の国税・地方税を滞納している者
- ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしている者
- ケ 川崎市暴力団排除条例に基づく排除措置の対象者とされている者

【参考】排除措置の対象となる場合

- 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

(3) 整備条件

本事業にて整備する場合は、次の全ての条件を遵守してください。遵守されていない項目がある場合、整備できないことがあります。

ア 資金計画

保育所を安定的・継続的に運営するためには、良好な財政基盤を有している必要があります。次の要件を遵守してください。

- (ア) 事業を行う自己資金、運転資金が確保されていること。
- (イ) 整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれること。
- (ウ) 保育所用地を賃借する場合、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるととともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (エ) 社会福祉法人以外の法人が保育所を設置する場合は、次の条件を遵守することとし、厚生労働省各種関係通知を確認してください。
 - a 保育所の年間事業費の12分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - b 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について3年以上連続して損失を計上していないこと。
 - c 保育所用地の貸与を受けて保育所を設置する場合は、別途、①当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と、②1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と市が認めた額の合計額の資金を、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

イ 整備物件の権利形態

保育所の整備に当たっては、設置・運営法人が建物を建設します。なお、保育所用地の貸与を受けて保育所を設置する場合は、原則として地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記することが必要です。ただし、次のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないことができます。

- (ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において、認可保育所の開所日から10年以上とされている場合
- (イ) 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

ウ 保育所等の整備条件

後述の「Ⅲ 施設整備等の条件」を参照してください。

エ 保育所等の運営条件

後述の「Ⅳ 運営の条件」を参照してください。

Ⅱ 事前相談から保育所開設まで

1 スケジュール

事前相談から保育所開設までの主なスケジュールは次のとおりです。

【令和2年度～令和3年度（相談）】

日 程	内 容
令和3年7月30日（金）	事前相談締切日
令和3年8月31日（火）	事業計画書提出締切日
令和4年第1回川崎市議会定例会における予算議決後、整備に関する協議開始	

【令和4年度（整備）】

日 程 / 内 容	
整備に関する協議終了後、整備着手	
令和5年3月31日（金）	保育所開設準備完了

【令和5年度（運営開始）】

日 程	内 容
令和5年4月1日（土）	保育所開設

2 事前相談

本事業により整備する場合は、あらかじめ次の事前相談手続を行ってください。なお、当該手続を行っていない場合、本事業による整備は出来ませんので御注意ください。

（1）受付場所等（※要電話予約）

住 所：川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎14階

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課

電話番号：044-200-3414

受付時間：平日の午前8時30分～午前11時30分

午後1時～午後4時45分

（2）事前相談締切日

令和3年7月30日（金）まで

(3) 事前相談における必要事項

ア 事前相談前の確認事項

本事業により整備する場合は、整備予定物件が次の全ての事項を満たす必要があります。事前相談を行う前に、あらかじめ確認をお願いします。

- (ア) 整備予定の保育所建物が、建築基準法、消防法、川崎市建築基準条例、川崎市福祉のまちづくり条例、食品衛生法、その他関係法令に適合すること。
- (イ) 「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に適合すること。
- (ウ) 整備予定地の周囲70メートル以内に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う営業所が所在しないこと（ただし、当該営業所が商業地域に所在する場合は、整備予定地の周囲30メートル以内に所在しないこと。）。また、整備予定地の敷地の周囲200メートル以内に、同法同条第5項から第10項までに規定する性風俗関連特殊営業を行う営業所等が存在しないこと。
- (エ) その他、整備予定地が川崎市の地区計画等の用途制限に該当しないこと。

イ 事前相談時の必要書類

事前相談にお越しの際は、整備予定地の敷地面積及び用途地域（建ぺい率や容積率）のわかるもの、案内図（駅からの距離、付近の公園等を含む）を御持参の上、御提出ください。

(4) 注意事項

整備地域で保育所を整備した場合であっても、設定された定員数までの児童の入所を保証するものではありません。あらかじめ御了承ください。

3 事業計画書

事前相談が終わりましたら、指定の事業計画書を作成の上、期日までに御提出をお願いします。なお、本事業により整備する場合は、事業計画書の提出がない場合は、その後の事前協議が行えませんので御注意ください。

(1) 提出場所等（※要電話予約）

住 所：川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎14階
川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課
電話番号：044-200-3414
受付時間：平日の午前8時30分～午前11時30分
午後1時～午後4時45分

(2) 事業計画書提出締切日

令和3年8月31日（火）まで

(3) 提出する書類等

【提出書類一覧】**事業計画書**に記載の書類、その他必要書類（法人の全部事項証明書、土地所有者との合意書、案内図等）

(4) 提出方法について

提出に当たっては、必ず事前連絡の上、受付場所まで書類を御持参ください。

(5) 注意事項

ア 事業計画書提出後も、必要に応じて別途資料の追加提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

イ 提出された事業計画書の内容に基づき、関係局との調整を始めますので、予め十分な計画策定と事前調整をお願いします。

ウ 提出された事業計画書は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

4 整備に関する協議

令和4年第1回川崎市議会定例会における予算の議決後、指定の事前協議書類を作成の上、御提出をお願いします。

(1) 提出場所等（※要電話予約）

住 所：川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎14階

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課

電話番号：044-200-3414

受付時間：平日の午前8時30分～午前11時30分

午後1時～午後4時45分

(2) 事前協議開始日

令和4年3月中旬（令和4年第1回川崎市議会定例会における予算の議決後）以降随時

(3) 提出する書類等

【提出書類一覧】**事前協議**に記載のある書類を2部作成の上、1部（本市提出用）を御持参いただき、1部を法人控えとしてください。

(4) 提出書類の規格及び提出方法について

ア 証明書類の原本、図面及び参考資料を除き、提出書類はA4版（両面印刷可）で作成の上、A4ファイルに綴じてください。

イ 提出書類にはインデックスを貼付し、インデックスごとに1ページからページ番号を付番してください。

ウ 提出に当たっては、必ず事前連絡の上、受付場所まで書類を御持参ください。

(5) 注意事項

- ア 事前協議資料提出後も、必要に応じて別途資料の追加提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- イ 提出された書類の内容の変更は原則認めません。提出に当たっては、予め十分な計画策定と事前調整をお願いします。
- ウ 提出された書類については、川崎市情報公開条例の対象となり、同条例の規定により、公開する場合があります（ただし、非開示情報を除く。）。
- エ 提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

5 事前協議結果通知等

事前協議書類に基づき、内容審査後、保育所の認可基準を満たしているものと判断された場合、市長から事前協議結果通知がありますので、その通知後に整備費補助金等の手続きを開始するようにしてください。

整備費補助金等の交付決定通知前に、整備事業者等との契約を締結している場合には、補助金等の交付が出来ないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

また、整備事業者等の選定、入札、契約等に当たっては、川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱に基づき、原則市内中小企業者への優先発注を行ってください。

(1) 結果通知の公表

保育所の認可基準を満たしているものと判断された場合は、法人名、整備予定地及び定員数を本市インターネットホームページ等で公表します。

(2) 注意事項

- ア 当該協議等に係る費用や関係者との調整は、全て法人の負担と責任に基づくものとします。あらかじめ御了承ください。
- イ 施設長、間取図、その他申請事項を変更する場合は、事業の決定を取り消す場合がありますので御注意ください。

Ⅲ 施設整備等の条件

整備に当たっては、次の条件を遵守してください。

1 施設整備スケジュール

(1) 開所時期

令和5年4月1日開所を厳守とします。

※ 令和5年3月末までに工事が完了しない場合や令和5年4月1日開所ができない場合は、原則として整備費等の補助対象外となります。

(2) スケジュール

上記の開所時期に向けた準備期間を十分に設けるため、令和5年2月末までに施設整備を完了させるよう努めるとともに、建設工事の進捗状況については、定期的に市に報告を行ってください。(スケジュール上支障がないことが確認できるような工程表を提出していただきます。)

時 期	整 備 内 容
令和5年2月末まで	設置・運営法人による対象施設・設備の整備完了
令和5年3月末まで	開設準備等
令和5年4月1日	保育所運営開始

2 保育所（建物）に関する要件

保育所として整備を予定する建物の構造・設備等については、次の要件を満たしてください。

(1) 建物の構造、設備等については、次の関係法令を遵守してください。

- ア 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第56号）
- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ウ 消防法（昭和23年法律第186号）
- エ 川崎市建築基準条例（昭和35年条例第20号）
- オ 川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年条例第36号）
- カ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- キ その他関係法令（川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例等）

(2) 上記の関係法令等を遵守するほか、市との協議の上、より良い保育環境の実現に努めてください。

(3) シックハウス対策等、新施設における利用者等の健康及び安全に十分に配慮してください。また、使用する建材や建具については、シックハウスとなる恐れがある原因物質（ホルムアルデヒド等）を極力発散しないものを選定するように努め、施

設の供用開始までに室内空气中化学物質の濃度測定を実施し、その結果、厚生労働省が示す濃度指針値以下であることを確認してください。

(4) 保育所の整備に当たっては、建築確認済証及び検査済証の交付を受けてください。

3 保育所（設備）に関する要件

(1) 基準設備

整備に当たっては、次の要件を満たす設備等を必ず設置してください。ただし、各室記載の面積基準については、収納スペースや手洗い器等の設備部分を除いた有効面積（壁内法面積）によるものとします。

設 備 等	要 件
乳児室又はほふく室	0、1歳児1人当たり3.3㎡以上とすること。
保育室又は屋内遊戯室	2歳以上児1人当たり1.98㎡以上とする。また、保育に必要な遊具を備えること。
医務室	静養できる機能を有すること（事務室等との兼用も可）。また、必要な医薬品等を常備すること。
調理室又は調理設備	定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。
便所	定員に見合う設備及び面積を有していること。
屋外遊戯場	2歳以上児1人につき3.3㎡以上とすること。

(2) 各設備の要件

各設備の整備に当たっては、次の点についても遵守してください。

ア 乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室

- (ア) 各室内または各室入口付近の廊下に、児童用の手洗い場を設置すること。
- (イ) 豊富な種類の遊具及び絵本の配備に努めること。

イ 医務室

ベッドやカーテン等の設置により静養できる機能の確保に努めること。

ウ 調理室

- (ア) 安全衛生面に配慮すること。
- (イ) 特に保育室等を3階以上に設ける場合は、調理室と調理室以外の区画とを特定防火設備で区画すること。
- (ウ) 食材等の搬入経路について、専用の出入口を設置するなど、保育の動線と重複しないように配慮すること。
- (エ) 前室、調理員専用便所の設置に努めること。
- (オ) 設計の計画段階（基本設計）において、各区役所衛生課に事前相談すること。

エ 便所

- (ア) 専用の手洗い場を設けること。
- (イ) 便器（児童用）の設置数は年齢別定員に見合う数とすること。
- (ウ) 便器（児童用）の仕様は、児童が安全かつ快適に使用できるものとし、手すりや目隠し等の設置についても配慮すること。

オ 屋外遊戯場

屋外遊戯場の整備に当たっては、認可基準を満たした保育所専用の地上園庭を確保してください。なお、上記屋外遊戯場を確保できない場合は、次の基本方針を満たした屋外遊戯場を確保してください。

屋外遊戯場を屋上に設置する場合の留意事項

耐火建築物においては屋上を利用できることに伴い、屋上を屋外遊戯場として利用することができます。ただし、この場合については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第6号の規定によるほか、次の各号に掲げる条件を遵守することとします。

- a 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- b 屋外遊戯場として、便所、水飲み場等を設けること。
- c 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - (a) 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - (b) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - (c) 屋上への出入口は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - (d) 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - (e) 屋上の周囲には、金網を設けるものとし、その構造は上部をわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
 - (f) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
 - (g) 消防機関との連絡を密にし、消防計画等について指導を受けること。

(3) その他設備の設置

上記に定める設備のほか、事務室、調乳室、沐浴室、保育士休憩室、相談室等についても併せて設置するよう努めてください。

4 その他整備計画に関する要件

(1) 近隣住民等への説明及び配慮等（事前相談時に詳しくお聞きします。）

施設の整備に当たっては、主に次のとおり近隣住民等に配慮してください。

- ア 本事業を計画するに当たっては、あらかじめ近隣住民等（地元自治会町内会、保育所・川崎認定保育園、幼稚園等を含む）に対し、本事業計画についての説明を真摯に行い、理解を得るよう努めること。
- イ 施設の設計・計画に当たっては、騒音対策、調理室からの臭気対策、園舎及び園庭の配置、日影、窓位置等の目隠し、園庭の砂塵及び植栽、デザイン等、近隣の居住環境に十分配慮して計画すること。
- ウ 事前協議の際は、近隣住民等に対し、整備計画や運営等について適宜説明や調整を真摯に行うとともに、苦情・紛争等についても、法人の責任において、誠意を持って対応すること。
- エ 工事施工に当たっては、近隣住民等に対し、工事スケジュールや連絡先等について説明を行うとともに、騒音対策、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意するなど近隣・地域への影響に十分配慮すること。
- オ その他、川崎市の指導等に従い、適宜配慮を行うこと。

(2) 施設設計における配慮等

施設の設計等に当たっては、建物や設備に関する要件のほか、次の事項について配慮してください。

- ア 各室の配置や児童及び職員の動線等の保育環境に配慮した仕様等にする。
- イ 地域の保育需要に合わせた年齢別定員構成や、超過受入に対応可能な保育室等の面積確保に努めること。
- ウ 保護者の保育所への送迎に配慮し、駐輪スペース及びベビーカースペースを確保すること。
- エ 食材搬出搬入用の駐車スペース（1台程度）を確保するよう努めること。
- オ その他構造・設備等について、落下及び転落に対する防止、指はさみ防止、転倒防止、照明器具や窓ガラス等の飛散防止など、保育環境を整備すること。

(3) 工事施工業者等（民間保育所整備事業に係る市内中小企業への優先発注）

当該施設建築工事等に関する工事施工業者等の選定、入札、契約等に当たっては、次の事項を遵守してください。なお、当該事項について遵守していない場合は、当該補助金の全て又は一部を取り消す場合があります。

- ア 川崎市では市内業者等の健全育成及び市内経済の活性化を図るため、市内中小企業へ優先発注することを市の基本的施策としています。補助事業に係る工事請負や備品購入等の発注について、川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱を改正しているので、当該要綱を遵守すること。

イ 補助対象事業であることから、入札や契約に当たっては、法人と特別な関係にある者を排除するとともに、公益性や公平性を損なうことのないよう、特段の配慮をもって臨むこと。

【市内中小企業とは】

中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいい、川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する者。

5 整備費、補助金及び助成金

（1）整備費について

設置・運営法人においては、施設の整備に当たって、次のとおり整備費に関する負担が必要となりますので、資金計画等の策定等に当たっては御注意ください。

ア 設置・運営法人は、川崎市の整備費等補助金のほか、無理のない資金計画により整備事業を実施すること。また、資金借入れなど、保育所の新設に係る諸手続きは法人が行うこと。

イ 本事業は国庫補助を活用した事業であることから、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によって、この助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は速やかに市長に報告し、必要に応じて当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付すること。

(2) 補助金について

整備費等補助金基準額については、「川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱」及び「川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助要綱」に基づき、別途定めることとします。主な内容は次のとおりです。

ア 整備費補助

補助対象経費	建築工事費、設計費、設計監理費、初度調弁費 ※契約日及び業務期間が施設整備年度中（令和4年4月1日以降もしくは、事前協議を令和4年4月2日以降に行った場合は、市長からの事前協議結果通知後）の経費に限ります。
関係法令の遵守	保育所の構造及び設備については、関係法令を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第56号） ● 建築基準法（昭和25年法律第201号） ● 消防法（昭和23年法律第186号） ● 川崎市建築基準条例（昭和35年条例第20号） ● 川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年条例第36号） ● 食品衛生法（昭和22年法律第233号） ● その他の関係法令
補助金の基準額	1 建築工事費補助基準額 定員等に応じた補助基準面積に1㎡当たり310,000円を乗じて得た額とします。ただし、実面積が補助基準面積に満たない場合は実面積に1㎡当たり310,000円を乗じて得た額とします。なお、実行額が補助基準額に満たない場合は実行額を補助基準額とします。 2 設計費補助基準額 建築工事費補助基準額に3.5%を乗じて得た額とします。ただし、実行額が補助基準額に満たない場合は実行額とします。 3 設計監理費補助基準額 建築工事費補助基準額に1.5%を乗じて得た額とします。ただし、実行額が補助基準額に満たない場合は実行額とします。 4 初度調弁費基準額 1人あたり45,000円です。定員を乗じて得た額とします。ただし、実行額が補助基準額に満たない場合は実行額とします。
補助率	補助基準額の3/4とします。
期限	令和5年3月末までに工事及び備品購入を完了してください。
手続	保育所の認可基準を満たしているものと判断した場合、市長から事前協議結果通知がありますので、通知後に申請書等を配布します。

イ 整備期間土地借地料補助

補助対象経費	整備期間土地賃借料 ※契約日及び実際に要する期間が施設整備年度中（令和4年4月1日以降もしくは、事前協議を令和4年4月2日以降に行った場合は、市長からの事前協議結果通知後）の賃借料に限ります。保証金、敷金等は対象外です。
補助対象期間	令和4年4月1日から、12か月を限度として実際に要する期間（1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）とします。
補助金の基準額	土地所有者と締結した契約における補助対象期間賃借料の所要額と、定員1人当たり12㎡に定員数を乗じて得た面積を基準面積（実借地面積が基準面積より小さい場合は実借地面積）、当該用地の路線価÷0.8×3%を補助基準単価（補助基準単価を12で除した額に補助対象期間を乗じた額）とし、基準面積と補助基準単価を乗じて得た額とを比較して、少ない額とします。
手続	保育所の認可基準を満たしているものと判断した場合、市長から事前協議結果通知がありますので、通知後に申請書等を配布します。

(3) 助成金について

川崎市が認めた整備計画に基づき施設整備を行った場合、当該施設整備に係る借入金の返済費を「川崎市民間保育所施設整備借入金返済費助成要綱」に基づき、基準額の範囲内で助成します。

ア 元金分

補助金額の補助基準額から補助金額を差し引いた額を上限とし、約定に基づき算出した当該年度の返済額の元金分×3/4とします。ただし、1,000円未満は切捨てとします。

イ 利子分

一部又は全額補助とします。（借入金融機関等により算定基準が異なります。）

IV 運営の条件

本事業にて整備する場合は、保育所の運営に関する次の条件を必ず満たさなければなりません。

1 保育所の運営体制

応募法人は、保育の運営に当たり、特に次の事項を遵守の上、保育所の体制を整備してください。

(1) 運営に関する基本方針

保育の運営に先立ち、次の事項について遵守してください。

ア 施設等を整備した法人が直接管理し運営すること。

イ 令和5年3月31日までに、支障なく運営が開始できるよう、運転資金・人材をはじめ、必要な準備を行うこと。

ウ 次の関係法令等に基づき運営を行うとともに、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」に沿った保育内容の充実に努めること。特に、法人代表者及び施設長予定者は、これらの内容を熟知した上で保育運営に臨むこと。

- ① 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ② 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- ③ 川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱
- ④ その他関係法令等

(2) 保護者との連絡

法人は、保護者との意思疎通を図り、質問・要望等には責任を持って対応してください。また、苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置してください。

(3) 第三者評価等

法人は、利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるとともに、自ら積極的に第三者評価を受け（原則、開所後概ね3年目）、その情報を公開してください。

(4) その他の事項

法人は、上記の事項のほか、次の事項について遵守してください。

- ア 宗教・国籍等の多様性に十分な配慮を行うこと。
- イ 児童福祉関係機関との連携・協力を努めること。
- ウ 保育内容等情報の開示に努めること。
- エ 保育所の敷地内では、政治・宗教に係る活動等、本来の保育に関係のない行為を行わないこと。
- オ 保護者に費用を求める場合（保育料を除く。）は、必要以上の負担を求めないこととし、事前に川崎市と協議すること。
- カ 保護者・園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に準じ、その取扱いに特に注意を払うとともに、情報の流出が生じないよう対策を講じること。
- キ 事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置について、速やかに川崎市及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。
- ク 緊急時・災害時の対応について、事前に川崎市及び保護者に明確にすること。
- ケ 運営内容の検討に当たっては、近隣住民や地元町会等に配慮すること。
- コ 川崎市の待機児童解消対策に協力すること。
- サ その他、川崎市と締結する各契約事項については、誠実に履行すること。

2 保育の運営

特に次の事項を遵守の上、保育の運営及び提供を行ってください。

(1) 開所日・開所時間

開所日及び開所時間は、次のとおりとしてください。

ア 開所日

開所日は、月曜日から土曜日までとし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日）は、原則として休所日とする（※ただし、当該日を開所日とすることも可能）。

イ 開所時間

開所時間は、午前7時から午後8時までの13時間とし、そのうち保育標準時間及び延長保育時間は次のA又はBのいずれかとする。

	保育標準時間	延長保育時間
A	午前7時から午後6時まで	午後6時から午後8時まで
B	午前7時30分から午後6時30分まで	午前7時から午前7時30分まで及び 午後6時30分から午後8時まで

※開所時間中は、常時2名以上の保育士を配置してください。

(2) 定員数

定員数は、60人以上（10人単位）としてください。

【参考】クラス年齢別定員の参考例					
例1（定員60人【0歳児あり】の場合）					
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
6	8	10	12	12	12
例2（定員60人【0歳児なし】の場合）					
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0	8	10	14	14	14
例3（定員90人【0歳児あり】の場合）					
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
6	12	14	18	20	20
例4（定員90人【0歳児なし】の場合）					
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0	12	18	20	20	20

※例1～例4の職員配置については、【参考】職員配置の参考例を御確認ください。

(3) 延長保育事業

通常保育を実施するほか、次の事項を遵守して延長保育を行ってください。

ア 対象児童

日中から保育されている児童で、保護者の申請に基づき施設長が保育時間の延長を必要と認める児童とすること。

イ 職員配置

延長保育の利用児童数に応じて、開所時間内と同じ職員配置基準（最低、保育士2人）によるものとするが、その雇用形態は責任をもって対応できるものであれば、常勤職員に限らないものとする。

ウ 補食

保育標準時間後の対象児童には補食を提供すること。また、19時以降に降所する児童に対しては、必要に応じて配慮を行うこと。なお、その提供に要する費用は実費徴収（公立保育所においては1,500円）によるものとする。

エ 延長保育料

市が定める月額料金によるものとする。金額は次のとおりとする。

延長保育時間	延長保育料	延長保育時間	延長保育料
30分	1,000円	1時間30分	3,000円
1時間	2,000円	2時間	4,000円

(4) 給食の提供

法人は次の事項に十分注意して給食を提供してください。

- ア 主食を含め、めん類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
- イ 園児の健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行うこと。
- ウ 「食育基本法」(平成17年法律第63号)や「保育所保育指針」(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。
- エ 献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導を行うこと。
- オ 食材は、安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。
- カ 利用者に対して主食費(3歳以上児)と副食費(3歳以上児(徴収免除対象者を除く))の徴収金額を書面で説明し、同意を得ること。
- キ 主食費及び副食費の徴収額については、実費徴収(公立保育所においては主食費1,000円、副食費4,500円)によるものとする。

(5) 連携施設・協力施設

川崎市では0歳～2歳児を受入対象とした小規模保育事業所に対して、連携施設・協力施設を設定し、保育内容の支援や、3歳児以降の卒園後の受け入れなどを調整しています。そのため、施設の設置運営にあたり、市内の小規模保育事業所の連携施設・協力施設として協力を要請したときは、これに極力協力してください。連携施設・協力施設の設定については、川崎市が別途調整することとなります。

【参考】連携施設の役割

(例) 給食に関する支援、園庭開放、合同保育、合同健診、後方支援、行事への参加等、小規模保育事業所を卒園した児童の受け入れ等

※ 協力施設とは、小規模保育事業及び事業所内保育事業の卒園児の受入れをお願いする施設です。

(6) 地域の子育て支援

法人は、地域に開かれた社会資源として、地域の子育て家庭のため、保育相談、育児講座、情報提供、入所児童との交流等、保育所等に有する専門的機能の積極的な活用に努めてください。

(7) その他の留意事項

社会福祉法人以外の場合、次のア、イのいずれにも該当するか、ウに該当する必要があります。

- ア 実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくは

これと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に社会福祉事業について、知識経験を有する者を含むこと。

- イ 社会福祉事業について、知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
- ウ 経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

3 職員配置に関する要件

職員配置については、次の事項を参考に、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」、「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」等に基づいて行ってください。なお、国の動向に合わせ、条例等の改正を行う場合がありますので、御注意ください。

(1) 施設長 1人

施設長が健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論と実際の訓練を受けた者（児童福祉事業等に2年以上従事した者（※経験年数は令和5年4月1日時点で計算すること。）、公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等）1人を配置してください。

また、施設長は、形式的ではなく実際に当該保育所の運営管理業務に専従してください。

(2) 保育士（有資格者）

保育所の管理・運営に当たり、次の配置基準を満たす常勤職員を配置してください。

なお、当分の間、職員配置に係る特例として、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭についても、年齢別配置基準保育士（ただし、看護師等換算と合わせて、保育士数の1/3（端数切捨）まで。）やその他国基準等保育士として見なすことができることとします。

常勤保育士の配置基準		算出方法
【年齢別配置基準】 A		
0歳児 (ア)	児童3人につき1人	(年齢別受入れ数に応じた保育士数の算出方法) 年齢区分ごとに保育士数を算出し、小数点第2位以下を切り捨て、合算後に小数点以下を四捨五入 $(ア/3) + (イ/6) + (ウ/20)^{*} + (エ/30) = \mathbf{A}$ ※3歳児配置改善を行う場合は (ウ/15)
1・2歳児 (イ)	児童6人につき1人	
3歳児 (ウ)	児童20人につき1人 ※3歳児配置改善を行う場合は15人につき1人	
4歳以上児 (エ)	児童30人につき1人	
【その他国基準】 B		
その他国基準等により配置を要する保育士	2～4人 B	①利用定員90人以下の施設につき1人 ②保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設につき1人 ③主任保育士を専任化する場合につき1人 ④専任の保育士を増員し、チーム保育体制を整備する場合につき1人
【市加配保育士】 D E		
市加配休憩休息保育士	C の保育士数に対し、4人に1人加算	(C の算出方法) 従来通りの年齢別受入れ数に応じた保育士数の算出方法と同様 C は、小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、小数点以下を切り上げたものとします。 $\frac{(ア \times 20) + (イ \times 10) + (ウ \times 3)^{*} + (エ \times 2)}{60} = \mathbf{C}$ ※3歳児配置改善を行う場合は ×4 $\mathbf{C} \div 4 = \mathbf{D}$ C は、小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、小数点以下を切り上げたものとする。
市加配年休代替保育士	1施設に1人加算 E	
保育士数	A+B+D+E	

【参考】職員配置の参考例

例1 定員60名【0歳児あり】の保育所の場合 $\boxed{A} + \boxed{B} + \boxed{D} + \boxed{E} = 12$ 人

A 年齢別児童数に応じた保育士数 6人

$$(6/3) + (18/6) + (12/20) + (24/30) = 6.4 \text{人} \Rightarrow 6 \text{人}$$

B 国基準保育士 3人

D 休憩休息保育士 $7 \div 4 = 1.75 \text{人} \Rightarrow 2 \text{人}$

$$\boxed{C} \div 4 = \boxed{D}$$

C

$$\frac{(6 \times 20) + (18 \times 10) + (12 \times 3) + (24 \times 2)}{60} = 6.4 \text{人} \Rightarrow 7 \text{人}$$

E 年休代替保育士 1人

※定員参考内訳) 0歳児:6人, 1歳児:8人, 2歳児:10人, 3歳児:12人, 4歳児:12人, 5歳児:12人

例2 定員60名【0歳児なし】の保育所の場合 $\boxed{A} + \boxed{B} + \boxed{D} + \boxed{E} = 10$ 人

A 年齢別児童数に応じた保育士数 5人

$$(0/3) + (18/6) + (14/20) + (28/30) = 4.6 \text{人} \Rightarrow 5 \text{人}$$

B 国基準保育士 2人

D 休憩休息保育士 $5 \div 4 = 1.25 \text{人} \Rightarrow 2 \text{人}$

$$\boxed{C} \div 4 = \boxed{D}$$

C

$$\frac{(0 \times 20) + (18 \times 10) + (14 \times 3) + (28 \times 2)}{60} = 4.6 \text{人} \Rightarrow 5 \text{人}$$

E 年休代替保育士 1人

※定員参考内訳) 0歳児:0人, 1歳児:8人, 2歳児:10人, 3歳児:14人, 4歳児:14人, 5歳児:14人

例3 定員90名【0歳児あり】の保育所の場合 $\boxed{A} + \boxed{B} + \boxed{D} + \boxed{E} = 16$ 人

A 年齢別児童数に応じた保育士数 9人

$$(6/3) + (26/6) + (18/20) + (40/30) = 8.5 \text{人} \Rightarrow 9 \text{人}$$

B 国基準保育士 3人

D 休憩休息保育士 $9 \div 4 = 2.25 \text{人} \Rightarrow 3 \text{人}$

$$\boxed{C} \div 4 = \boxed{D}$$

C

$$\frac{(6 \times 20) + (26 \times 10) + (18 \times 3) + (40 \times 2)}{60} \doteq 8.6 \text{人} \Rightarrow 9 \text{人}$$

E 年休代替保育士 1人

※定員参考内訳) 0歳児:6人, 1歳児:12人, 2歳児:14人, 3歳児:18人, 4歳児:20人, 5歳児:20人

例4 定員90名【0歳児なし】の保育所の場合 $\boxed{A} + \boxed{B} + \boxed{D} + \boxed{E} = 12$ 人

A 年齢別児童数に応じた保育士数 7人

$$(0/3) + (30/6) + (20/20) + (40/30) = 7.3 \text{人} \Rightarrow 7 \text{人}$$

B 国基準保育士 2人

D 休憩休息保育士 $8 \div 4 = 2.0 \text{人} \Rightarrow 2 \text{人}$

$$\boxed{C} \div 4 = \boxed{D}$$

C

$$\frac{(0 \times 20) + (30 \times 10) + (20 \times 3) + (40 \times 2)}{60} \doteq 7.3 \text{人} \Rightarrow 8 \text{人}$$

E 年休代替保育士 1人

※定員参考内訳) 0歳児:0人, 1歳児:12人, 2歳児:18人, 3歳児:20人, 4歳児:20人, 5歳児:20人

※例1～例4の定員参考内訳は、【参考】クラス年齢別定員の参考例と同じ内訳です。

(3) 保健師、看護師又は准看護師

保健師、看護師又は准看護師については、保育の充実を図るために原則1人を配置するように努めてください。なお、常勤職員を配置する場合は、4人以上の0歳児を受け入れる保育所においては年齢別配置基準保育士として、それ以外の保育所においてはその他国基準等配置保育士として、(2)の保育士定数に1人まで換算することができるものとします。

(4) 調理員

定員に応じて次のとおり常勤職員を配置してください。ただし、調理員の配置人数のうち保育の充実を図るために栄養士を1人配置するように努めてください。また、調理業務の委託を行う場合は、「保育所における調理義務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に基づき実施してください。

定員数	調理員の配置人数
60人	2人
61人～150人	3人
151人～239人	4人
240人～	5人

(5) 嘱託医

嘱託医については、川崎市から川崎市医師会に推薦を依頼します。

(6) その他配置に関する事項

- ア 児童の処遇向上のため、必要に応じて、保育士の常勤職員又は非常勤職員を配置してください。
- イ 職員については、積極的に研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、資質向上に努めてください。
- ウ 施設の安定的な保育運営を図るため、開所から一定期間、職員の異動は控えるように努めてください。